

令和6事業年度の財務諸表及び決算報告書に
関する意見書

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第125条第2項の規定に基づき、金融経済教育推進機構の令和6年4月5日から令和7年3月31日までの令和6事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、財産目録、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書（収入支出決算書及び債務に関する計算書）について監査を実施したので、その結果について、以下のとおり報告する。

- 1 財務諸表は、法令及び規程等に準拠して、金融経済教育推進機構の当年度における財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- 2 決算報告書は、金融経済教育推進機構の予算の区分に従い、法令及び規程等に準拠して作成されているものと認める。

令和7年6月19日

金融経済教育推進機構

監事

武内清信